



平成16年(行ウ)第15号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外2名

被告 宇都宮市長 佐藤栄一 外1名

## 訴えの変更申立書

2008(平成20)年5月9日

宇都宮地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大木 一 俊

同 同 若狭 昌 稔

同 同 須藤 博



### 第1 請求の趣旨の変更

頭書事件について、原告らは、下記のとおり、請求の趣旨中4(1)の訴えを交換的に変更する。

### 記

4 被告宇都宮市長は、宇都宮市を代表して次の各損害賠償請求をせよ。

(1) 債務者福富一裕(2004(平成16)年9月10日以前の1年間の

うち、2003（平成15）年9月11日から2004（平成16）年3月31日まで宇都宮市上下水道事業管理者の地位にあった者）に対し、2億9407万1590円及びこれに対する2004（平成16）年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

(2) 債務者今井利男（2004（平成16）年9月10日以前の1年間のうち、同年4月1日から同年9月10日まで宇都宮市上下水道事業管理者の地位にあった者）に対し、5億4522万2000円及びこれに対する2004（平成16）年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

(3) 債務者福田富一（2004（平成16）年9月10日以前の1年間に於いて宇都宮市長の地位にあった者）に対し、1億8980万円及びこれに対する2004（平成16）年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

## 第2 請求の原因の変更

1 請求原因1（2）に、次の主張を加える。

債務者福富一裕は、2004（平成16）年9月10日以前の1年間のうち、2003（平成15）年9月11日から2004（平成16）年3月31日まで宇都宮市上下水道事業管理者の地位にあった者、債務者今井利男は、2004（平成16）年9月10日以前の1年間のうち、同年4月1日から同年9月10日まで宇都宮市上下水道事業管理者の地位にあった者である（被告宇都宮市上下水道事業管理者提出の2008（平成20）年4月11日付け上申書）。

2 請求原因3（1）イの「そのうち」以下を、次のように変更する。

そのうち、2003（平成15）年9月11日から2004（平成16）年9月10日までの1年間の支出分は、2004（平成16）年3月31日までの支出分が1億9486万9000円、同年4月1日以降の支出分が4億3369万8000円の合計6億2856万7000円である（被告宇都宮市上下水道事業管理者提出の2008（平成20）年4月18日

付け回答書)。

3 同(2)ウの「このうち」以下を、次のように変更する。

このうち、2003(平成15)年9月11日から2004(平成16)年9月10日までの1年間に支出された負担金は、2004(平成16)年3月31日までの支出分が8506万8000円、同年4月1日以降の支出分が7519万6000円の合計1億6026万4000円である(被告宇都宮市上下水道事業管理者提出の2008(平成20)年4月18日付け回答書)。

4 同(3)の「このうち」以下を、次のように変更する。

このうち、2003(平成15)年9月11日から2004(平成16)年9月10日までの1年間に支出された負担金は、2004(平成16)年3月31日までの支出分が1413万4590円、同年4月1日以降の支出分が3632万8000円の合計5046万2590円である(被告宇都宮市上下水道事業管理者提出の2008(平成20)年4月18日付け回答書)。